

資料6-1

(日中系・居住系・障害児支援)

令和6年3月22日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉県障害福祉サービス課

# 障害福祉サービス事業者等 実地指導における 主な指摘事項等について

令和6年3月

千葉県保健福祉局

保健福祉総務課監査指導室

# 0 はじめに

本市の実地指導にご協力いただき、ありがとうございます。  
過年度における主な指摘事項等については下記のとおりですので、  
参考としてください。

1 運営	①運営規程	P3	②勤務体制の確保等	P4
	③非常災害対策	P5	④事故報告	P6
	⑤業務継続計画	P7		
2 処遇	①サービス提供の記録	P8	②個別支援計画の作成等	P9
	③衛生管理等	P10	④虐待の防止	P11
	⑤身体拘束等の禁止	P12	⑥工賃	P13
	⑦会計の区分	P14		
3 報酬(加算)		P15		

# 1 運営(①運営規程)

○運営規程において実態等との不整合があった。

●指定障害福祉サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

→ 重要事項説明書、利用者に発行している領収書等と整合していない。

●営業日及び営業時間

→ 重要事項説明書と整合していない。

※ 運営規程を変更した場合には、障害福祉サービス課に届出をお願いします。

# 1 運営（②勤務体制の確保等）

○従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。

→研修資料の保管・実施記録が不十分な例があった。

○職場において行われる優越的な関係を背景とした言動で従業員の就業環境が害されることを防止するための方針

→就業規則の周知等、各種ハラスメント防止の取組みが必要。

# 1 運営(③非常災害対策)

## ○消火・避難訓練の内容が不十分

- 消防署への届け出をしていない
- 地震・火災・風水害を想定していない
- 夜間を想定していない
- 記録が不十分

# 1 運営(④事故報告)

○市に報告すべき事故について、報告がない。

障害福祉サービス等事業所における事故発生時の報告について(令和5年9月22日付け5千保障福第1250号  
障害福祉サービス課長通知)

- 誤薬や医療機関の受診を要する事故・ケガ
- 食中毒や感染症
- 事業所職員の法令違反・不祥事
- その他(搜索願、盗難、火災等)

# 1 運営（⑤業務継続計画）

○感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で  
業務を継続する計画 ※R6.4.1から義務、業務継続計画未策定減算

- ①業務継続計画（感染症・非常災害）の策定
- ②従業者への周知、研修及び訓練の定期的な実施
- ③定期的な見直しと必要に応じた変更

## 2 処遇(①サービス提供の記録)

### ○サービスを提供したとき

- ①提供日、内容その他の必要な事項について、記録が必要です。
- ②記録については、支給決定障害者等の確認を受ける必要があります。

## 2 処遇（②個別支援計画の作成等）

○下記の確認文書の保管をお願いいたします。

- ①アセスメントの記録
- ②サービス担当者会議の記録
- ③モニタリングの記録

## 2 処遇（③衛生管理等）

○感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講じる措置 ※R6.4.1から義務

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

- ①対策を検討する委員会の定期的な開催及び  
開催結果の従業者への周知徹底
- ②指針の整備
- ③研修及び訓練の定期的な開催

## 2 処遇（④虐待の防止）

○虐待の発生又はその再発を防止するため

**講じる措置** ※R4.4.1から義務、R6.4.1から虐待防止措置未実施減算

虐待の防止のための

- ①対策を検討する委員会の定期的な開催及び  
開催結果の従業者への周知徹底
- ②研修の定期的な開催
- ③担当者の設置

## 2 処遇（⑤身体拘束等の禁止）

### ○身体拘束等の適正化を図るため

**講じる措置** ※R4.4.1から義務、R5.4.1から身体拘束廃止未実施減算

#### (1) 身体拘束の適正化のための

- ①対策を検討する委員会の定期的な開催及び  
開催結果の従業者への周知徹底
- ②指針の整備
- ③研修の定期的な開催

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

→その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに  
緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

## 2 処遇（⑥工賃）

### ○生産活動に従事している者に支払う工賃

→生産活動に係る「事業収入」から「必要経費」を控除した額

### ○工賃の目標水準（年度ごとに設定）※就労継続支援B型

→前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額とともに利用者に通知

## 2 処遇（⑦会計の区分）

○事業所・サービス種類ごとに経理を区分するとともに、事業・施設等の会計をその他の事業会計と区分する必要がある。

→ 法人全体ではなく、当該事業所の計算書類が必要。

# 3 報酬(加算)

## ○加算算定の要件を満たしていない。

→ 加算の算定に際しては、必ず大臣告示等により算定要件の確認を慎重に行い、要件を満たしていることがわかる資料を保管。

●欠席時対応加算における、連絡日、利用者の状況、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助の内容等の記録が不十分

●福祉・介護職員処遇改善加算の職員への周知記録がない

→ 回覧等の周知記録の保存をお願いします。

# おわりに

資料をご確認頂き、ありがとうございました。

各種関係法令、通知等を適宜ご確認頂き、  
適正な運営にご協力をお願いします。

また、今後も引き続き本市の事業者等実地  
指導にご協力をお願いいたします。